

江南市公共下水道排水区域外汚水流入手続に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の生活環境施設の改善の促進を図るため、特例措置として排水区域外の汚水の流入を承諾する場合における手続について、必要な事項を定めるものとする。

(承諾の範囲)

第2条 市長が、排水区域外からの汚水の流入を承諾する場合は、次に掲げる要件の全てを備えている場合とする。

- (1) 公共下水道の能力及び機能に支障を及ぼさない場合
- (2) その他特に市長が認める場合

(申込み)

第3条 排水区域外からの汚水の流入の承諾を受けようとする者は、次に掲げる書類を 市長に提出しなければならない。

- (1) 汚水管接続申込書(様式第1)
- (2) 誓約書(様式第2)
- (3) その他特に市長が必要とするもの

(承諾等)

第4条 市長は、前項の汚水管接続申込書の提出があったときは、その内容を審査し、排水区域外からの汚水の流入を必要と認めたときは、汚水管接続承諾書(様式第3)により、申込者に通知するものとする。

2 市長は、前項の承諾に当たって、条件を付することができる。

(費用の負担)

第5条 排水区域外からの汚水の流入に係る取付管及び排水設備の工事費は、全て承諾を受ける者(以下「区域外流入者」という。)の負担とする。

(施設の帰属)

第6条 管渠等の施設について、公共下水道から汚水ますまでの公共下水道施設として使用できる物は、市に帰属するものとする。

(費用の負担の特例)

第7条 第5条の規定にかかわらず、承諾を受けようとする土地が、市街化区域内でかつ市が施工する路線に接していて施工が可能な場合は、取付管までの工事費を市の負担とする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前になされた排水区域外からの汚水の流入に係る取扱いは、この要綱の相当規定に基づきなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第 1 (第 3 条関係)

年 月 日

汚水管接続申込書

江南市長

住所

氏名

電話

下記のとおり汚水管を江南市公共下水道に接続したいので承諾してください。

記

設置の場所	江南市	地先
区域の別	1 市街化区域	2 市街化調整区域
路線名	号	
工事の概要	取付管	VU Φ L = m
工事の時期	年 月 日から	年 月 日まで
工事の理由		

添付書類

- 1 付近の見取り図
- 2 土地整理図の写し
- 3 排水設備平面図 (宅内に係るもの)
- 4 誓約書

※ 整理番号		
※ 位置確認	ホール番号	m 管渠番号
※ 特 記		

注意 ※印欄は、記入しないでください。

様式第2（第3条関係）

年 月 日

誓 約 書

江 南 市 長

住 所

氏 名

私は、このたびの污水管接続に当たり、下記のとおり誓約します。

記

- 1 江南市下水道条例その他関係法令等を遵守します。
- 2 污水管接続に係る排水管及び排水設備の工事費は、全て当方にて負担します。
- 3 江南市下水道事業受益者負担に関する条例に基づく負担金を、指定納期限内に納付します。

様式第3（第4条関係）

第 号
年 月 日

汚水管接続承諾書

様

江南市長

年 月 日付けで申請のありました汚水管の接続については、下記のとおり承諾します。

記

設置の場所	江南市	地先
区域の別	1 市街化区域	2 市街化調整区域
路線名	号	
工事の概要	取付管 VU Φ L = m	
工事の時期	年 月 日から 年 月 日まで	
許可の条件		

※ 整理番号		
※ 位置確認	ホール番号	m 管渠番号
※ 特記		

注意 ※印欄は、記入しないでください。